

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題

久野 秀 男

目 次	
まえがき	(1) 第百十六国立銀行(株式会社・新発田銀行)の場合
I. 開 題	(2) 第百三十九国立銀行(株式会社・百三十九銀行)の場合
II. 国立銀行『決算公(広)告』法制の確立	(3) 第六十九国立銀行(株式会社・六十九銀行)の場合
III. 公(広)告財務諸表体系のルーツ	(4) 第七十一国立銀行(株式会社・村山銀行)の場合
IV. わが国で最初の株式会社・『決算公(広)告』: 明治七年七月・第一国立銀行(「東京日々新聞」)	
V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系	
VI. 実証研究の補遺	

まえがき

筆者(久野)は、さきに『わが国財務諸表制度生成史の研究』の第一部・Ⅲ. の《6「勘定報告」の新聞公告」において、国立銀行の『決算公(広)告』について、その概略を述べたが、とくに大蔵省に提出の「法定雛形」に準拠した「両報告」との対比においては、制度史上きわめて重要な課題が残ることを指摘しておいた。『決算公(広)告』の実状を明らかにする資料の収集は、容易ではなかったが、偶々、国立国会図書館所蔵の新聞資料に第一国立銀行の初期の新聞公(広)告を発見することができた。明治五年壬申二月二十一日(西暦、1872年3月16日)に創刊の東京で最初の日刊紙であった「東京日々新聞」の明治七年七月七日および二十七日にはじまる一連の「総勘定書および差引表」がこれである。

前者は「貸借勘定表」、後者は「損益勘定表」ともよばれている。これらの資料の発見は、まことに僥倖としかいいようがない。さらに幸運にも、久しい以前のことになるが、第四銀行から、往時のこの銀行に吸収・合併された諸銀行の『決算公(広)告』の新聞紙・写真版を集大成した歴大な資料の寄贈をうけていた。大蔵省に提出する「両報告」は、「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とであるが、前者は「利益金処分前貸借対照表」であり、後者は「損益および利益金処分(提示)結合計算書」である。筆者(久野)のいうこの「提示型」(*proposed type*)の体系は、一貫して継承されるのであるが、これに対し、『決算公(広)告』の「貸借勘定表」と「損益勘定表」とは、短期間のうちにさまざまな体系と構造とに変遷していくのである。第一国立銀行に典型的にみられたこの二元的な財務諸表体系の系譜の解明は、現今の株式会社の

財務諸表制度をめぐるさまざまな課題を解く主鍵となると考えている。

I. 開 題

筆者(久野)は、別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』(昭和62年10月刊、『学習院大学研究叢書15』、以下、省略して『別著』という)の第一部《「提示型」(*proposed type*)財務諸表体系の系譜と課題》のⅢ. 第一国立銀行：半季実際報告(表)と半季利益金割合報告(表)の『6. 「勘定報告」の新聞公告』において、頭書(タイトル)の命題をとりあげ、わが国最初の完備した株式会社である第一国立銀行の場合につき略述した。

紙幅の関係もあって(『別著』は、「資料編」を合算して575頁に達したので)、資料の範囲を広げて詳細に論ずる余裕がなかった。この拙論で、再びこの命題に取り組んだ次第である。『別著』の『6. 「勘定報告」の新聞公告』の要旨を再説しつつ、さらに敷衍して問題の所在を一層明確にしようと思う。

第一国立銀行の第二回・「半季実際考課状」(明治七年十二月)に、次掲の記事がみられる。

銀行諸報告ノ事

昨半季考課状並勘定報告刊行ノ儀紙幣寮並支部省へ伺済ノ上発兌致シ株主一同並得意先へ配布イタシ候

当銀行毎月実際勘定報告並半季実際報告共紙幣寮へ上呈御承認ノ上新聞紙ヲ以テ一般公告可致儀廣告雛形ヲ以テ紙幣寮へ相伺候処六月十日其允致ヲ得申候

(第二回・「半季実際考課状」)

第二回・「半季実際考課状」にいう「当銀行毎月実際勘定報告並半季実際報告共紙幣寮へ上呈御承認ノ上新聞紙ヲ以テ一般公告可致儀」とある点について、資料を探索していたが、幸いにして国立国会図書館で発見できた。

「東京日々新聞」の明治七年七月七日(火)・第七百卅六号と、同じく明治七年七月二十二日(水)・第七百四拾九号の「報告」欄(広告欄)にみえている。前者には「第一国立銀行毎月実際報告」が、後者には「第一国立銀行半季実際報告」がそれぞれ公(広)告されている。わが国で最初の株式会社・『決算公(広)告』である。ただし、この第一国立銀行の、つまりわが国で最初の株式会社の『決算公(広)告』にみられた財務諸表体系は、必ずしもその後の国立銀行の公(広)告財務諸表体系にそのままひろく継承されることにはならなかった。その間の事情につき、詳細は、Ⅳ. およびⅤ. で述べる。

国立銀行『決算公(広)告』で、とりわけ問題が多いのは、後述するように、「損益勘定」の部分であるが、第一国立銀行の初期のケースでは、興味深い曲折があったが、次第にその「定型」が形成されていく。各国立銀行を通じてみると、明確に類型的なひとつの推移、その傾向からいうと、「損益および利益金処分(結合)計算書」(ないし「損益および処分財源調整計算書」)から「利益金処分計算書」への展開がこれである。英国では、Profit and Loss Account「損益勘定」を区別して、前者の結合計算書をその *Detailed Form* といい、後者の処分計算書をその *Published Form* という。

この推移ないし変遷を、最も鮮明かつ典型的な形で示しているのが、第五国立銀行の場合である。「明治八年下半季損益勘定(計算)表」とその翌期の「明治九年上半季損益勘定(計算)表」とである。両者を対比して次頁に示そう。

明治八年下半季のものは、明らかに、Profit and Loss and Appropriation Account: 「損益および利益金処分(結合)計算書」であり、Profit and Loss Account の *Detailed Form* である。ついで明治九年上半季のもの

は、明らかに Appropriation Account (or, Profit and Loss Appropriation Account): 「利益金処分計算書」であり、Profit and Loss Account の *Published Form* である。

この第五国立銀行の明治九年上半季の「勘定報告」と、まったく「うり二つ」の事例を、英国の場合について紹介しておこう。手許資料でいささか古いが、1958年12月（第66期）の Mercantile Bank の場合である。次頁のとおりである。

II. 国立銀行『決算公（広）告』 法制の確立

わが国の株式会社が、「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告」することを命じられたのは、明治二十三年三月制定（同二十六年七月、一部実施）の原始商法第二百八条によってである。すなわち、五頁左上のとおりであり、株式会社の『決算公（広）告』の法制は、ここに確立することとなった。なお、官訳（英文）を参考のために並記する。

第五国立銀行・明治八年下半季損益勘定（計算）表

損益勘定	利益之部	損益勘定	損失之部
貸付金利息	28,635,692	利息払	12,868,009
諸公債証券利息	13,819,000	手数料	16,000
公債証券売買益	126,000	交換打歩	121,730
交換打歩	61,500	月給旅費	7,160,913
庫敷	1,226,611	営繕	15,153,269
諸合料	368,500	小費	2,905,085
手数料	831,322	諸役員賞与	1,760,000
利益	14,500,000	通計	39,985,003
前半季繰越	1,641,382	右差引	
		純益金	21,225,004
		内訳	
		別途積立金	2,122,000
		当半季割賦金	17,500,000
		但シ1株=付3円50銭	
		後半季繰込	1,603,004
総計	61,210,007	総計	61,210,007

第五国立銀行・明治九年上半季損益勘定（計算）表

損益勘定	入之部	損益勘定	出之部
前半季繰越	1,603,004	諸役員賞与金	2,261,000
当上半季純益金	20,627,224	別段積立金	1,996,000
		当半季割賦金	16,250,000
		後半季繰込	1,723,228
総計	22,230,228	総計	22,230,228

(注)「原本」は縦組・和数字になっている。

Mercantile 銀行・貸借対照表 (1958年12月31日)

£		£	
授権資本一		流動資産一	
全普通株 4,000,000株		手許現金, コール	
1株 1 ……………	<u>4,000,000</u>	ローン, 預け金 ……………	11,123,382
発行済資本金一		投資	
全額払込済		国債, 植民地公債	
2,940,000株……………	2,940,000	その他有価証券	
別途積立金……………	2,200,000	国内市場性	
次期繰越利益……………	<u>231,407</u>	有価証券……………	10,936,520
	<u>5,371,407</u>	国外市場性	
		有価証券……………	5,544,989
			<u>16,481,509</u>
流動負債, 準備金その他一		市場性のな	
流通紙幣……………	254,253	い有価証券……………	<u>1,215,387</u>
各種預金……………	63,809,265	香港政府公債……………	105,606
支払手形……………	1,095,870	割引手形……………	13,268,130
支払承諾……………	350,492	貸付金・前渡金……………	27,589,386
子会社より借……………	40,488	支払承諾見返……………	<u>350,492</u>
未払配当金			<u>41,313,615</u>
(第二回)……………	<u>105,656</u>		<u>70,133,892</u>
	<u>65,656,024</u>	子会社投資(原価)……………	55,375
		固定資産一	
	<u>71,027,431</u>	銀行土地建物……………	<u>838,164</u>
			<u>71,027,431</u>

Mercantile 銀行・損益勘定書 (1958年12月31日)

(Published Form: Profit and Loss Account for the Year ended 31st December, 1958)

£		£	
従業員年金基金繰入……………	13,000	前期繰越利益……………	231,452
別途積立金繰入……………	100,000	当期純利益……………	324,267
配当金			
中間配当金……………	105,656		
最終配当金……………	<u>105,656</u>		
次期繰越利益……………	<u>231,407</u>		
	<u>£ 555,719</u>		<u>£ 555,719</u>

総支配人 C. R. Wardle

会計部長 F. N. Withers

K. W. Mealing

取締役 C. A. Innes

E. J. Bunburg

第二百十八条 会社ハ毎年少ナクトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書, 財産目録, 貸借対照表, 事業報告書, 利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

218.

Every Company is bound once at least in the year to close its accounts, and to prepare a statement of account, inventory, balance-sheet business report, and scheme for the distribution of interest or dividends. When the above have been examined by the inspectors, and approved by the shareholders in general meeting, the inventory and balance-sheet must be published, with the names of the directors and the inspectors attached.

さらに、明治三十二年三月改正商法第九十二条の本文および政府が商法修正案を帝国議会に提出するに当って、その改正の要旨を明らかにする目的で、両院に送付した「商法修正案理由書」(明治31年7月刊、第3版)の記事を、次に示そう。なお、Dr. L. Lönholm による英訳文を参考のため並記する。

第九十二条 取締役ハ第九十条ニ掲ケタル書類ヲ定時総会ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス
 取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス
 (理由) 本条第一項ハ現行商法第二百条ニ該当スルモノナリ抑モ現行商法第二百条第一項ハ株主総会ニ於テハ此

等ノ書類ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ為スト規定スルニ止マリ其書類ハ何人ヨリ株主総会ニ之ヲ提出スヘキカ又株主総会ニ於テハ如何ナル決議ヲ為スヘキカニ及ハサリシハ一ノ欠点タルヲ免レス是レ本条第一款ノ如ク修正ヲ加ヘタル所以ナリ

本条第二項ハ現行商法第二百十八条後段ニ該当スルモノナリ抑モ現行商法第二百十八条ニ於テハ会社ハ株主総会ノ認定ヲ得タル後財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告シ且其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スヘキモノト為スト雖モ本案ハ之ヲ以テ取締役ノ職務ト為シ又財産目録ハ浩澁ニ亘リ之ヲ公告スヘキモノトスルハ苛酷ニ失スルヲ以テ単ニ貸借対照表ノミヲ公告スルヲ以テ足レリトシ又取締役ヨリ公告ヲ為ス以上ハ其氏名ヲ公告中ニ記載スルハ勿論ニシテ又監査役ノ氏名ニ至リテハ必スシモ公告中ニ記載セシムルノ必要ナキヲ以テ前者ハ明文ニ掲クルコトヲ止メ後者ハ削除シタリ是レ本条第二項ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ

192.

The directors must submit to the ordinary general meeting the documents mentioned in Art. 190 for approval.

After such approval has been given, the balance-sheet must be published by the directors.

わが国で最初の完備した株式会社であった国立銀行の場合では、その創設の当初から、「国立銀行条例」および「国立銀行成規」によって、『決算公(広)告』の体制は、確立していたのである。

国立銀行条例(明治五年八月)・第十二条第一節および第十三条第一節乃至第三節の規定は、次掲のとおりであった。

第十二条 銀行ヨリ差出ス報告書
計表ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ハ一ケ年四度以上其銀行ノ事務計算等実地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ指図ニ従ヒ頭取々締役之ニ証印スヘシ
但シ右報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其他ノ手續ヲ以テ世上ニ公告スヘシ

第十三条 銀行利益金分割ノ手續
ヲ明ニス

第一節 国立銀行ノ頭取々締役等ハ毎年兩度宛銀行ノ総勘定ヲナシ其純益ヲ正算シ株高ニ応シテ公平ニ之ヲ分割スヘシ
第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告ス可シ
第三節 其公告セン日ヨリ十日内ニテ未タ株主ヘ分割ヲナサル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出ス可シ

「報告書計表ノ類」とは、国立銀行成規・「国立銀行報告ノ事」の「紙幣頭ニ可差出報告」で、次掲のとおり定められた。

紙幣頭ニ可差出報告

第一銀行實際報告

是ハ毎年四度以上紙幣頭ヨリ達シタル日限マテノ商業ノ模様ニ付其實際ヲ記シ右ノ達ヲ落手シタル日ヨリ十日ノ内ニ差出スヘシ
報告ノ文例ハ紙幣寮ヨリ発行シタル

印紙ノ例ニ従フヘシ

第二銀行實際別段報告

是ハ紙幣頭ノ考察ニテ某国立銀行實際ニ付尚明細ノ情実ヲ知ルコトヲ緊要ナリトセハ其銀行ヲシテ此報告ヲ差出サシムヘシ尤モ其銀行ハ右ノ達ヲ落手シタル日ヨリ十日ノ内ニ差出スヘシ

第三銀行利益金割合報告

是ハ銀行ニ於テ当年ノ利益金ハ元金一株ニ付何円何銭ノ利益アリト云フ割合且右割合ノ内ニテ銀行積立金高ヲ分記シ全ク株高ヘ分割スヘキ高ヲ現ハシ株主一同ヘ公告ヲナシタル日ヨリ十日ノ内ニ紙幣頭ニ差出スヘシ

第四銀行實際報告刊行見本

是ハ銀行ニ於テ實際報告ヲ世上ヘ刊行公告スル時ニ其刊行見本ト共ニ上木ノ奥書ヲ添ヘ實際報告ヲ差出タル日ヨリ後成ヘキタ急速ニ差出スヘシ

第五株主姓名表

是ハ銀行ノ株主等銘々ノ姓名宿所并ニ所持ノ株数ヲ一々記載シ毎年十二月十日ニ差出スヘシ

(以下省略)

第五「株主姓名表」以下は第十「鎖店或ハ分散申立刊行見本」までであるが省略した。

改正国立銀行条例(明治九年八月)・第七章「株主總會ノ定規並ニ格段決議ノ順序、諸簿冊ノ点検及ヒ検査ノ手續、諸報告差出方等ノ事ヲ明カニス」の第七十七条「定例報告書並ニ計表ノ件」および第七十九条「利益金分配ノ方法並ニ滞貸金ノ件」は、次掲のとおりであった。

第七十九条 此条例ヲ遵奉スル銀行ノ頭取取締役等ハ半季毎トニ其銀行ノ総勘定ヲナシ其純益金ノ内ヨリ諸雜費並ニ損失補償ノ金額及ヒ滞貸金ノ金額(若

シ之アラハ)ヲ引去リ其余ヲ以テ純益金トナシ又此内ヨリ次条ニ規定セル積金ヲ引去リ其余ノ金額ヲ以テ総株主ヘ分配スヘシ○尤右利益ノ計算ハ株主ニ分配セサル前十日以内ニ(郵便逋送日数ヲ除ク)紙幣頭ヘ差出シ其承認ヲ得テ後チ之ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ヲ以テ世上ニ公告シ而シテ之ヲ株主一同ヘ分配スヘシ

但シ隨カナル抵当物或ハ確實ナル引受人アル貸附金ヲ除クノ外其返済期限ヲ過クルコト六箇月以上ニ及フモノハ都テ之ヲ滞貸金ト看做スヘシ

第七十七条 此条例ヲ遵奉スル銀行ハ半季及ヒ毎月其事務計算等ノ實際詳明ナル考課状並ニ報告計表(成規第六十六条ニ規定スル所ノ種類)ヲ製シ本店ハ頭取支配人支店ハ支配人並ニ計算方之ニ記名調印シテ之ヲ紙幣頭ヘ差出スヘシ尤其書式ハ紙幣頭ノ指図ニ従フヘシ但シ右半季報告計表ハ銀行ヨリ新聞紙其他ノ手続ヲ以テ之ヲ世上ニ公告スヘシ

「報告計表(成規第六十六条ニ規定スル所ノ種類)」とは、次のとおりであった。

○国立銀行報告ノ事

第六十六条 国立銀行ハ銀行条例第七十七条ニ準拠シ紙幣頭差出スル処ノ書式ニ従ヒ半季及ヒ毎月其銀行營業ノ實際報告ヲ製シ之ヲ紙幣頭ヘ差出スヘシ其報告ノ種類ハ左ノ如シ

但シ右報告用紙ハ相当ノ代価ヲ以テ紙幣寮ヨリ払下クヘシ

- 第一 銀行半季考課状
- 第二 銀行半季實際報告
- 第三 銀行半季利益金割合報告
- 第四 銀行半季平均高報告
- 第五 銀行年中平均高報告

第六 株主姓名表

右六種ノ報告ハ第一月十日第七月十日マテニ紙幣頭ヘ差出スヘシ尤遠隔ノ地方ニ本店又ハ支店ヲ設置シタル銀行ハ其郵便日数ヲ宥恕スヘシ

明治二十三年に商法および銀行条例がともに制定されることになった。これに先立つ「普通銀行条例(案)」は、一般会社に関する法律が制定されていなかったために、その発布をみなかった。明治二十三年四月に商法の発布をみたので、同年五月十五日、大蔵大臣松方正義は「銀行条例制定ノ議」を閣議に提出した。同大臣より提出された「普通銀行条例案」の第六条は、次掲のとおりであった。

第六条 普通私立銀行ハ毎年少ナクモ一回計算書事業報告書ヲ作り新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

ここでいう「計算書」とは何であろうか。あるいは、新聞紙その他の方法で「之ヲ」公告せよとあるが、「之ヲ」とは、何を指すのであろうか。単数形であるから、「計算書」と「事業報告書」のうち、前者なのであろうか。はっきりしない点が多い。

明治二十三年八月銀行条例が発布された。法律第七十二号「銀行条例」の第四条は次のようにいう。

第四条 銀行ハ毎半箇年財産目録貸借対照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

明治三十三年三月十二日大蔵省令第三号をもって発布された「明治三十二年大蔵省令第二十四号銀行条例施行細則中ノ改正」では、極めて注目すべき、次の措置がとられることになった。

第四条 第五条 第六条中「財産目録」ヲ削除ス

施行細則の第四条は合資会社から合名会社に組織変更をした場合に財産目録と貸借対照表とを定款に添えて大蔵大臣に届出させる規定であり、その第五条は株式合資会社から株式会社への組織変更のケースである。また、その第六条は商法施行以前に設立した合資会社が組織変更して商法に定める合資会社、株式会社または株式合資会社となる場合の決議書、定款とともに大蔵大臣に届出させる財産目録・貸借対照表の規定である。これらのケースでは、大蔵大臣に提出していた財産目録は、悉く削除されたのである。

さらに、このとき、施行細則附属雛形中の「財産目録」(第六号、と第十一号)がすべて削除されることになった。

このため、普通銀行は、株式会社たる資格において、その取締役は改正商法第九十条に掲げられた書類、すなわち、「一財産目録 二貸借対照表 三事業報告書 四損益計算書 五準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」を監査役に提出し、第九十二条により定時総会に提出してその承認を求める必要があるが、監督官庁である大蔵省に提出すべき書類の中には、改正商法第九十条第一号の財産目録はふくまれなくなったのである。改正商法では、「財産目録」の公告を取りやめたのであるが、銀行条例(施行細則)では、「財産目録」の作成それ自体を取りやめたのである。注目すべきである。

III. 公(広)告財務諸表体系のルーツ

従前の研究ないし、それに帰因する殆ど通説とみられていた見解として、英国の伝統的な会計報告実務において、「配当宣言財務諸表」が支配的であったとか、あるいはそれが唯一無二の体系であったとするものもあるが、これは実情にそぐわない。また、この「配当宣言財務諸表」の体系を、わが国がそっくりそのまま継承したとする見解もあるが、

これもまた事実ではない。

1929年までの英国会社法には、貸借対照表について比較的簡単な規定しかなく、損益計算書の備付は、会社の自由に任してある。その備付が強制されたのは、1948年改正法であるが、それととも、*Nettorechnung*(the shorter form)であって、“Trading Profit for The Year”(売上総利益)から始めている。会社は定款に定めがない限り利益の配当を要しないし、また会社法それ自体には、利益の配当および利益金処分権限の帰属について、何らの規定もない。付随定款の内容となる規定の一部として、第1附則A表第114条ないし122条に詳細な規定を設けているが、A表の規定それ自体は任意規定である。

そこで当然のなりゆきとして、個々の定款の内容によっては、筆者(久野)が『別著』でしばしば述べたように、筆者(久野)のいういわゆる「提示型」(*proposed type*)の財務諸表体系となる場合もあろうし、また、「宣言型」(*declared type*)のそれとなる場合もあった。さらに、Profit and Loss Accountを*Detailed Form*と*Published Form*との両者に区別し、「損益および利益金処分(結合)計算書」を*Detailed Profit and Loss Account*(*Detailed Form*)と称し、損益計算の報告領域をまったくふくまない「利益金処分計算書」を*Published Profit and Loss Account*(*Published Form*)と称し、株主総会には、「利益金処分後(済)貸借対照表」とともに後者の*Published Profit and Loss Account*(*Published Form*)を提出する場合もみられた。

“Proposed”と“Declared”および“Detailed”と“Published”, これらの組合せは、当然に $2 \times 2 = 4$ の類型となる。わが国での具体的な事例にそくしていうと、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分(提示)結合計算書」との組合せ、これは国立銀行

(抄紙会社)の初期のものは、この *Published Form* の系統とみてよからう。

公(広)告財務諸表体系のルーツとなった『銀行簿記精法』に紹介されている「香港上海銀行」の財務諸表を、前頁に掲示して若干説明する。

「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」とあるのは、1872年6月29日の時点で作成された「利益金処分前貸借対照表」(Balance Sheet, *pre-appropriated*)である。この名称のオリジナルは、おそらく、Abstract State of Assets and Liabilities. とみて間違いあるまい。その様式は、いわゆる「大陸式」(*Continental Form*)であって「英国式」(*English Form*)ではない。この点に関しては、この報告書が、オリジナルの忠実な邦訳であるという事実をまず指摘する。会計史家の西川孝次郎教授は、このオリジナルを発見し公表された。あえて「大陸式」である由来については、当社の会計責任者がスコットランド人であると説く説があることを付記しておこう。イングランドは「英国式」であるが、スコットランドは、周知のように「大陸式」である。

「香港上海銀行損益勘定書」は、明らかに、Profit and Loss Account の *Published Form* であり、「利益金処分計算書」である。Profit and Loss and Appropriation Account 「損益および利益金処分(結合)計算書」: Profit and Loss Account の *Detailed Form* ではなく、Profit and Loss Appropriation Account, つまり、簡単にいえば、Appropriation Account である。Appropriation (*proposed*)Account なのか、Appropriation (*declared*) Account なのかといえ、Balance Sheet, *pre-appropriated* との整(斉)合性からいえば後者と考えられる。

以上のほかに、「貯蓄金」がある。これは「積立金計算書」であり、一種の「利益剰余金計算書」である。当期の利益金の積立はない。貸借対照表系列のこの計算書は、後述す

るように、第一国立銀行の明治九年上半季以降の『決算公(広)告』でみられた以外は、少数の国立銀行に継承されただけである。

「貯蓄金」について、貸借の様式にこだわり、あるいは他の報告書の様式と整合させる必然性も必要性もない。香港上海銀行の「貯蓄金」という名称の報告書の様式は、妙なところにこだわっており、しかも、今回は積立がないため、同じ金額(前期からの繰越高)を上下(英文なら左右)に重ねるといふ珍妙なものになっている。第一国立銀行での前述のケースは、こんな珍妙な様式にはなっていない。次掲(但し縦組)のとおりである。

貯蓄金

前半季繰越ノ貯蓄金	63,477,001
当季純益金ヨリ繰込高	11,559,777
総計	75,036,778

この香港上海銀行の「貯蓄金」には、もうひとつ妙な点がある。それは、決算日が「一千八百七拾二年第六月廿九日」とあるのに、「貯蓄金」という名称のこの報告書には、「一千八百七十二年第六月廿六日差引残ノ積金」という文語が上下に同文で書かれている。ここらあたりも、珍妙ではあるが、おまけに決算日の日付と合わないのはどういうわけか。26日なのか29日なのか。邦訳した人が原文の6と9とを読み誤ったのであろうか。

第一国立銀行が、明治七年七月二十二日(水)の「東京日々新聞」第七百四拾九号の「報告」欄に公(広)告した「半季実際報告」、この最初の『決算公(広)告』、とくにその「損益勘定」が、『精法』の香港上海銀行・「損益勘定書」を継承しなかったのは何故か。そしてその後間もなく、同銀行の「損益勘定」が『精法』の香港上海銀行・「損益勘定書」の類型に改められていくその経緯は。興味ある点がまことに多い。

銀行株主姓名表 第八書式

IV. わが国で最初の株式会社・
『決算公(広)告』: 明治七年七月・
第一国立銀行(「東京日々新聞」)

第一国立銀行は、明治七年(1874年)七月七日(火)の「東京日々新聞」(第七百卅六号)の「報告」(広告)欄に、「当銀行半季勘定之儀ハ本月十一日株主集会ノ後ニ於テ明詳ニ通知スベシト云トモ差向六月三十日ノ借貸実務勘定左ノ計表ノ通ニ付此段広告イタシ候」として、明治七年六月三十日「第一国立銀行毎月実際報告」を公(広)告した。第一国立銀行の第一回決算は、明治六年十二月である。明治七年二月二日(日)の「東京日々新聞」(第五百九十七号)の「報告」(広告)欄の「銀行稟告」には、「昨年半季ノ考課状及諸勘定報告書ハ近日ヲ上梓シテ一般ノ公覽ヲ乞フヘシ 明治七年一月廿九日 第一国立銀行」とあるが、この昨年半季の分すなわち第一回決算分について「東京日々新聞」に公(広)告したという事実はない。

『別著』で述べたように、第一国立銀行の第一回決算(明治六年十二月三十一日)の直前の明治六年十二月二十四日に、大蔵省は「国立銀行定期報告差出方規則」を制定して同行に令達した。この規則では、「銀行実際報告」、「銀行利益金割合報告」、「株主姓名表」および「発行紙幣平均高並ニ準備金預り金平均高申立」の四種を定め、かつ、この四種の報告をなさしめるについての書式を制定して、次の九種の報告とした。

- 銀行本店毎月実際報告 第一書式
- 銀行半季実際考課 書式ナン
- 銀行半季実際報告 第二書式
- 銀行本店半季実際報告 第三書式
- 銀行^{何各}本店半季実際報告 第四書式
- 銀行半季利益金割合報告 第五書式
- 銀行半季平均高報告 第六書式
- 銀行年中平均高報告 第七書式

この「規則」により、第一国立銀行が作成し大蔵省に提出したものは、次のとおりであった。

第一書式(第一号から第五号、但し第一・二号は同内容)……明治六年九月、十月、十一月および十二月の本店毎月実際報告半季実際考課については所定の「書式」はない。

第二書式……第一国立銀行半季実際報告

第三書式……本店半季実際報告

第四書式 第一号……大阪出店半季表

第四書式 第二号……横浜出店半季表

第四書式 第三号……神戸出店半季表

第五書式 甲……第一国立銀行半季利益金割合報告

第五書式 乙……第一国立銀行半季利益金割合報告

以上のほかに、統計資料および株主名簿として、次掲のものがある。

第六書式……半季平均高報告

第七書式……年中平均高報告

第八書式……株主姓名表

先の新聞公(広)告・「第一国立銀行毎月実際報告」は、この第一書式「本店毎月実際報告」に準拠したもので、その明治七年六月分である。この論考の I. 開題 で紹介したように、第二回・「半季実際考課状」の本文では、「当銀行毎月実際勘定報告」(久野注、「勘定」という語が入っている)および「半季実際報告」を新聞紙に公(広)告する旨の記述があるが、大蔵省に毎月作成・提出することを義務づけられている「本店毎月実際報告」を、いちいち新聞紙に公告するのであろうか。答えは否で、実際はこのとき一回限りであった。

この公(広)告・「第一国立銀行毎月実際報告」は、大蔵省へ提出の「銀行本店毎月実際報告」に準拠したものであるが(久野注、横書

と縦書との違いはある), その構造は, 借方側に負債・資本および収益を掲げ, 貸方側に資産および費用を掲げてある。当該月末における総勘定の一表であり, つまるところ「試算表」である。従って, 明治七年六月三十日付のこの「毎月実際報告」を後掲の「貸借勘定表」・「損益勘定表」に分岐すればよいところではあるが, そうはまいらない。何故かという, この「毎月(六月)実際報告」は正確に言えば「第一国立銀行・本店毎月(六月)実際報告」であって, 大阪出店, 横浜出店および神戸出店の分をふくまないからである。少々ややこしいが, こういう事情があるのである。

第一国立銀行は, 明治七年(1874年)七月二十二日(水)の「東京日々新聞」(第七百四拾九号)の「報告」欄に「半季実際報告」(貸借勘定表並=損益勘定表)を公(広)告した。「東京日々新聞」の当日の紙面は, 最上段の「公開」(太政官布告その他)からはじまって, 「江湖叢談」(三面記事), 「物価日表」, 「投書」とつづき, 最後が「報告」(久野注, 広告欄)となっている。

第一国立銀行が, 大蔵省に提出・報告した会計報告書類と, 新聞公(広)告のそれとでは, 名称, 体系, 用語ないし科目名, 構造等につき著しく相違している。この二元的な現象と問題点については, 次項で比較・検討して詳しく述べる。

新聞公(広)告の実況は, 前頁のとおりである。

なお, 明治七年七月二十三日(木)の「東京日々新聞」は, 次の第一国立銀行の訂正記事をのせている。

昨日刊行セン銀行広告中 仕払未満賞金
未満割賦金共ニ 未満ハ未済ノ誤リ也
第一国立銀行

V. 第一国立銀行の二元的財務諸表体系

最初の新聞公(広)告のものと, 大蔵省に提出・報告したものとを比較・検討してみよう。第一国立銀行の第二回決算(明治七年六月三十日)の分である。前述のように, 第一回決算については, 新聞公(広)告はない。まず, 「第一国立銀行半季実際報告」(大蔵省)と「半季実際報告・貸借勘定表」(公告)とを比較する。前者が「利益金処分前貸借対照表」(Balance Sheet, *pre-appropriated*)であることは, 『別著』で詳細に解析しかつ実証した。後者は果してどうか。焦点は, 「渡シ方 銀行ノ負債義務=属スル分」の末尾の, 「右株主へ借り」の次掲のグループにある。

株金	2,500,000・00
貯蓄金	27,028・18
滞貸準備	17,930・00
前半季ヨリ繰込	27,362・04
後半季繰越	33,775・68
未満(済の誤り)割賦金	22・50
当季割賦金	81,250・00
右株主へ借り	2,687,368・40

(原典は縦書・和数字)

ここでまず最も判りにくい項目は, 「前半季ヨリ繰込」である。「前期繰越利益」なのだから, これが「株主へ借り」として「資本の部」に姿をみせるということは, 「当期純利益」がこれと併記してあれば, 合せて「当期未処分利益」ということになるのだから, 「利益金処分前」の Balance Sheet であることに問題はない。しかし, このケースに限り, 後述するような特殊な事情があって, そう単純・明快にはまいらぬのである。すぐ気がつくことだが「当期純利益」の項目もみあたらない。これは一体どうなっているのか。

貯蓄金 27,028 円 18 銭とあるが, これは, 大蔵省に提出した「半季実際報告」の「別段

第一国立銀行半季實際報告

借方

貸方

第 号	摘 要	金 額		總 計		摘 要	金 額		總 計							
		千	百	十	千		百	十	千	百	十	千	百	十		
明治七年六月三十日 第一国立銀行 取 縮 小 野 善 助 印	諸抵当公債証書					株 金					250000					
	紙幣抵当公債証書	1500000				本社紙幣流通高					1002977					
	預金抵当公債証書 ^{但シ新証券}	100000			1600000											
	別段積立金抵当公債証書					預 金										
	創業入費					定期預金	415278	50								
	金銀有高					当座預金	479684	28								
	紙幣準備本位貨幣	670000				手形預金	270259	95								
	雜貨幣	7931086	77			御用準備預金	4215805	52								
	他店切手	869	08			御用手形預金	3464215	79								
	他店紙幣					別段預金	1136765	48				9982010	52			
	商業元	187119	81		8789175	借 金										
	貸附金					為換借										
	並貸				2373480	並借										
	為換貸					仕払手形	6782	30								
	割引貸					代金取立手形	869	08				7651	38			
当座預ヶ先貸越					別段積立金											
公債証書					抵当金											
新公債証書 ^{五十三円廿五}	564392	33			滯貸抵当	17930										
旧公債証書 ^{十六円五十}	189685	37		754077	利戻抵当	5000										
地 金 銀				34527	仕払未済割賦金抵当	22	50									
質物流込					仕払未済賞金	26786	80				49739	30				
家作					前半季繰越											
地所					純 益 金											
野藤					別段積立金	15756	94									
善純					割賦金	81250										
助造					後半季繰込	33775	68				130782	62				
印					總計											
總計				13711794	總計										13711794	

渡シ方	銀行ノ負債義務ニ属スル分	一、〇〇二、九七七〇
本社紙幣流通高		四一五、二七八五
定期預金		四七九、六八四二
当座預金		二七〇、二五九九
手形預金		四、二一五、八〇五
御用準備預金		三、四六四、二一五
御用手形預金		六、七八二〇
仕払手形		八六九〇
代金取立手形		二六、七八六八
仕払未済賞金		二、〇二四、四二五
右公借全数		二、五〇〇、〇〇〇
株 金		二七、〇二八
貯蓄金		一七、九三〇
滯貸予備		二七、三六二
前半季ヨリ繰込		三三、七七五
後半季繰越		二二、二五〇
未済割賦金		八、一二五〇
当季割賦金		二、六八七、三六八
右株主へ借り		一、三、七一一、七九四
總計		一、三、七一一、七九四
受ケ方	銀行ノ資産權利ニ属スル分	六七〇、〇〇〇
紙幣準備貨幣		七、九三一、〇八七
雜貨幣		三四、五二七
地金銀		八六九〇
他店切手		一八七、一一九
商業元		八、八二三、七〇二
通計		一、六〇〇、〇〇〇
諸抵当公債証書		一、七四〇、〇七七
新旧公債証書		一六〇、五三三
地所家作		一三、七三三
貸附金		一、七四一、〇〇〇
總計		一、三、七一一、七九四

積立金」11,271円24銭と、同じく「半季利益金割合報告」(次頁参照)の積立(予定)額15,756円94銭との合計額である。ということは、「別段積立金」(大蔵省)、すなわち「貯蓄金」(公告)に関する限り、「利益金処分後」(積立済)の状態にある。これは明白である。

先の「前半季ヨリ繰込」が、妙な場所に姿をあらわしているのは何故か。この期に限って特殊の事情があったためである。それは、大蔵省に提出した「半季利益金割合報告」を詳細に解析するとわかる。『別著』で詳細に解析しておいたが、結論をいえば、この繰越利益をすべて旧株の配当にあてることを報告書の上で強いて表現しようとしたその名残りなのである。そこで、はっきりいえば、「前半季ヨリ繰込」を旧株未払配当金と考えてよい。「当季割賦金」を新株未払配当金と考えれば、「前半季ヨリ繰込」、「未済(済の誤り)割賦金」および「当季割賦金」の合計額108,634円54銭を、まとめて「未払配当金」と考えることができる。このようにみれば、この「貸借勘定表」は、明らかに「利益金処分後(済)貸借対照表」: Balance Sheet, *post-appropriated* であるということにならざるを得ない。

かくして、大蔵省に提示・報告した「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」であり、新聞公(広)告の「貸借勘定表」は「利益金処分後(済)貸借対照表」である。なお、「抵当金」に関しては、後述する。両者を対比して前頁に掲示しておこう。

「総勘定書」・「差引表」あるいは前者を「貸借勘定表」、後者を「損益勘定表」といった公(広)告・「半季実際報告」での独特な用語は、そのまま後に継承されている。大蔵省へ提出・報告のものでは、これらの用語とは、まったく異なる。「総勘定書」ないし「貸借勘定表」ではなく「半季実際報告」であり、また「差引表」ないし「損益勘定表」ではなく「半季利益金割合報告」である。「総勘定

書」ないし「貸借勘定表」が「利益金処分後(済)貸借対照表」であり、「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」であることは前述したが、「差引表」ないし「損益勘定表」の方は、「定型」のものに落ちつくまで、第一国立銀行の場合は、めまぐるしい変遷をとげる。「半季利益金割合報告」の方は、『別著』で詳細に解析し実証したように、一貫して「損益および利益金処分(提示)結合計算書」: Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account であった。

さらに、大蔵省へ提出・報告のものと公(広)告のそれとでは、借方・貸方、渡シ方・受け方、「銀行ノ負債義務(資産権利) = 属スル分」といった用語法にも相違がみられる。

「差引表」ないし「損益勘定表」は、どうなっているのか。そして、どのように変遷していくのか。この命題が肝心なためである。まず、最初のものについて、大蔵省へ提出・報告の「半季利益金割合報告」と対比して次頁に掲示しておこう。なお、後者は、第七号と第八号の2種が作られているが、ここでは、便宜上、その第八号を掲示する。

この「差引表」・「損益勘定表」あるいは「損益勘定」の実態は、「損失ノ部」に費用・損失を報告し、「利益ノ部」に利益を報告し、その差額を「純益金」180,499円43銭として「損失ノ部」の末尾に計上している。いうまでもなく、純然たる本来の「損益計算書」である。「損益および利益金処分結合計算書」でないことはもとより、「損益および処分財源調整計算書」でもない。ましていわんや、「利益金処分計算書」ではない。国立銀行から普通銀行を経て今日まで、およそ銀行の財務諸表制度の推移の中で姿をあらわした唯一の純然たる本来の「損益計算書」である。この実況を「東京日々新聞」に見たとき、筆者(久野)はびっくり仰天し深い感慨にふけた。会計学者が「損益計算書」を見ていちいち驚いて

第一国立銀行半季利益金割合報告

第八号	摘要	金額		總計		摘要	金額		總計			
		千	百	十	万		千	百	十	万	千	百
	諸入費					前半期繰越高						
	創業入費											27362.04
	營繕			5553	28	利益						
	什器			12740	57	割引入						
	給料旅費			421	85	利足入			199266	56		
	税金			10820	18	手数料			33246	16		
	雜費			26786	80	公債証券利息			65898	24		
	賞金					公債証券増歩			24283	05		
						庫儲						
	損失					交換打歩			50650	93		
	利息払					地金売買利益			154	73		373499.67
	諸抵当金											
	利戻抵当			5000								
	滞貸抵当			17930								
	純益金											
	一株=付九円二十三銭一厘三七〇四八ノ割合											
	別段積立金			15756	94							
	割賦金 旧 一株=付三円新 二十銭ノ割合			81250								
	後半季繰込			33775	68							
	前半季繰越 旧株割賦 一株=付一円十二銭一厘ノ割合			27361	37							
	後半季繰込			67								
	總計					總計						400861.71

明治七年六月三十日
第一国立銀行頭取 齋藤 野藤 善純 助造 印

損益勘定		損失ノ部	
諸雜費	一〇、八二〇、一八	利息払	九、三〇五、五五
役員月給	一一、六九二、三三	手数料	九、三〇五、五五
同旅費	一、〇四八、二七	交換打歩	四、八三五、五一
地稅	四二、一八五	請合料	九、〇〇〇
營繕	五、五五三、二八	損失	九、二二七
金札引換公債証券利息	五二、四九三、九七	通計	一、九三〇、〇〇
新舊公債証券利息	六五、八九八、二四	純益金	一、八〇〇、四九九、四三
貸附金利息	一四六、七七二、五九	總計	三、七三三、四九九、六七
手数料	三三三、二四六、一六		
公債証券売買利益	二四、二八三、〇五		
交換打歩	五〇、六五〇、九三		
地金売買益	一五四、七三		
總計	三、七三三、四九九、六七		

いたのではどうにもならんとお考えの向きも多いであろうが、明治6年12月の第一国立銀行の第一回決算の方、昭和63年5月の現今に至るまで、この間実に115年、当該会計期間の収益と費用(損費)とを報告した本来の「損益計算書」が銀行で作成されたのは、あとにもさきにも、このときがただの一度である。いうまでもなく、この場合では、「利益金処分」に関する公(広)告はしていない。現今の株式会社の「損益計算書」(と称しているもの)は、「損益および処分財源調整計算書」であって、本来の「損益計算書」ではない。

「半季利益金割合報告」(第八号)では、貸方の冒頭に「前半期繰越高」27,362円04銭が掲示されており、「処分財源調整計算」が行われている。費用・損失の側で「差引表」ないし「損益計算表(損益勘定)」と比較してみよう。

半季利益金 割合報告)		損益勘定・ 「損失ノ部」	
	円		円
営繕	5,553・28	営繕	5,553・28
給料旅費	12,740・57	役員月給旅費	{11,692・31 1,048・27
税金	421・85	地稅	421・85
雑費	10,820・18	諸雑費	10,820・18
賞金	26,786・80	賞金・記載無し	
損失	66,753・00	手数料, 交換打歩, 請 合料および損失の合計	66,752・99
利息払	96,711・37	利息払	96,711・36
諸抵当金	22,930・00	諸抵当金・記載無し	

一見して明らかである。「差引表」ないし「損益勘定表」では、役員賞与金26,786円80銭および各種の準備(引当)金繰入額22,930円が費用計上されていないのであり、これらを利益金処分項目とみて、純然たる損益計算領域にはふくめないとする明確な意志が働いているのである。損益勘定・「利益ノ部」の合計額は、373,499円67銭であり、「半季利益金割合報告」・「利益」の合計額と合致す

る。両者で報告科目の編成・用語に相違があるだけである。

結局、こういうことになる。

大蔵省に提出・報告した「半季実際報告」は、「利益金処分前貸借対照表」であり、新聞公(広)告の「総勘定書」(貸借勘定表)は、「利益金処分後(済)貸借対照表」である。

大蔵省に提出・報告した「半季利益金割合報告」は、「損益および利益金処分(提示)結合計算書」であり、新聞公(広)告の「差引表」(損益勘定表)は、役員賞与金および各種の準備(引当)金繰入額を費用計上しない「損益計算書」である。それは、前述したところを繰り返していきさかくどいようだが、「損益および利益金処分結合計算書」(Profit and Loss and Appropriation Account, ないし Profit and Loss Account の Detailed Form)でもなく、「利益金処分計算書」(Appropriation Account, ないし Profit and Loss Account の Published Form)でもなく、さればとって、「損益および処分財源調整計算書」でもない。純然たる本来の「損益計算書」(Profit and Loss Account)なのである。

大蔵省に提出・報告の財務諸表の体系は、筆者(久野)のいう「提示型」(proposed type)ないし「未処分型」としての整合性があるが、新聞公(広)告のこの財務諸表体系は、「利益金処分後(済)貸借対照表」と「損益計算書」という整合性を欠いたものとなっている。「損益計算書」でなくて「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」であった場合、あるいは「利益金処分(宣言)計算書」であった場合、いずれも、財務諸表体系としての整合性は保たれる。また、「利益金処分前貸借対照表」と「損益計算書」であった場合もまた、いうまでもなく財務諸表体系としての整合性は保たれる。

大蔵省に提出・報告の財務諸表体系は、そ

の後も一貫して「提示型」のそれを継承していくことになるのであるが、新聞公(広)告のそれは、とくに「差引表」・「損益勘定表」につき注目すべき変遷をとげて「定型」に落ちつくことになる。最適の実証資料として、第一国立銀行の第四回決算(明治八年上半季)と第六回決算(明治九年上半季)の実況を解析することにしよう。第四回(明治八年上半季)と第六回(明治九年上半季)の『決算公(広)告』をとりあげたのは、以下の理由にもとづく。第三回(明治七年下半季)、第四回および第五回(明治八年下半季)は、『決算公(広)告』の体系、様式および用語等がすべて同じであること、また、第三回決算の場合、筆者(久野)の手許にある「第一国立銀行実際考課綴」に「計表」類をすべて欠いているので大蔵省に提示・報告した「半季実際報告」等が無く、『決算公(広)告』との比較が出来ないこと、による。さらに、第六回の『決算公(広)告』をとりあげたのは、それ以前の第三・四・五回とは事情が一変しており、国立銀行の『決算公(広)告』の「定型」がここに成立したこと、による。

以下の明治八年上半季の「第一国立銀行半季実際報告」・「第一国立銀行半季利益金割合報告」と対比して検討する「第一国立銀行総勘定書及差引表」、同じく明治九年上半季の「第一国立銀行総勘定書及差引表」は、いずれも「東京日々新聞」の明治八年七月十五日(木)と明治九年七月二十二日(土)の紙面に公(広)告されたものである。その実況を次頁以下に順次揭示する。

明治八年上半季(明治八年六月)の「半季実際報告」と「総勘定書」の比較・検討からはじめよう。

「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」であり、通説でいうような「利益金処分後(済)貸借対照表」でないことは、『別著』でも繰り返し強調した。「総勘定書」(貸借勘定表)で最も注目されるのは、前述した第二回

決算の場合と同じく、「右株主へ借り」のグループである。再びここで検討してみよう。

株金	2,500,000・00
貯蓄金	49,497・28
滞貸抵当	80,000・00
後半季繰込	22,532・67
割賦金	75,420・00
右株主へ借り	2,722,449・95

(原典は縦書・和数字)

株金は資本金、貯蓄金は別段積立金、滞貸抵当は洗替方式による貸倒引当(準備)金、後半季繰込は次期繰越利益、割賦金は配当金である。ここでの貯蓄金49,497円28銭は、「半季実際報告」の貸方側にみえている貯蓄金39,036円92銭(久野注、前期までの別段積立金の金額)に新たな別段積立金額10,460円36銭(久野注、この金額は、「純益金」の処分提示・予定額として貸方側の末尾にみえている)を加算した金額(39,036・92+10,460・36=49,497・28)である。とくにこの点とともに、現金で配当済であるなら、この割賦金がこの報告書に姿をあらわす筈はないが、この割賦金75,420円を未払配当金とみれば、この「総勘定書」は、まさしく「利益金処分後(済)貸借対照表」である。公(広)告の時点では、株主総会並びに大蔵省の承認を得て利益金処分が実施された頃合であるとみるのが自然である。

かくして、「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」: Balance Sheet, *pre-appropriated*であり、「総勘定書」は「利益金処分後(済)貸借対照表」: Balance Sheet, *post-appropriated*である。このように考えると、両者は甚しく対照的である。

この点と関連して、「半季利益金割合報告書」と「差引表」を比較してみよう。「半季実際報告」は「利益金処分前貸借対照表」であり、これと一対をなす「半季利益金割合報告」は、「損益および利益金処分(提示)結合計算書」: Profit and Loss and Appropriation

(*proposed*) Account である。「提示型」(*proposed type*)の財務諸表体系としては、整合性のある「正則的な体系」である。これに対して、「差引表」は、その報告内容をみると、損益計算の領域に処分財源調整の領域が結合した「損益および処分財源調整計算書」である。第二回のような本来の「損益計算書」でもなく、さればとって「損益および利益金処分結合計算書」でもない。「損益計算」たる部分と「利益剰余金計算」たる部分が結合した状態にはなっているが、利益金処分計算の領域は、どういうわけか結合されてはいない。第二回と同様に、「利益金処分計算」の内容は、公(広)告していないのである。財務諸表体系として整合性を欠く「変則的な体系」であると同時に、『決算公(広)告』としても、「利益金処分計算」を公(広)告していない点では変則である。

さらに、「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」における「純益金」108,413円3銭、「差引純益金」108,413円3銭と、「差引表」における「純益金」126,195円65銭の金額の食い違いについて、蛇足ながら説明する。「総勘定書」には、この手の「処分可能利益」の報告はない。処分後(済)のものであるから当然である。「差引表」の「純益金」126,195円65銭は、諸抵当すなわち「滞貸抵当」(久野注、貸倒引当金)80,000円と「利払抵当」(久野注、未払利息)17,000円並びに「営業用戻入」(久野注、営業用家屋の減価償却)を、経常的費用とは区別した上で、費用計上した後の「処分可能利益」である。公(広)告されている「差引表」(損益勘定表)の損益勘定・損之部」末尾の「純益金」126,195円65銭に対して、大蔵省に提出・報告した「両報告」にみえている「純益金」108,413円03銭は、この126,195円65銭から「定則」によって計算されている「本支店役員賞与金」17,782円62銭を控除した金額である。

第二回決算の「差引表」(損益勘定表)からこの第四回決算のそれへの変遷は、純然たる本来の「損益計算書」から「損益および処分財源調整計算書」へのそれである。後者のタイプの報告書は、銀行の場合では、大正五年六月の「銀行条例・同施行細則」の最後の改正時に「損益計算書雛形」として姿をあらわし、昭和三年一月実施の「銀行法・同施行細則」の雛形に継承され、さらにいえば、現今の株式会社・損益計算書の制度的様式にまで、甚だ遺憾なことながら、ひきつがれている。大正五年六月の「条例雛形」および「銀行法雛形」の資料を次頁に示そう。

明治九年上半季のものを解析してみよう。「半季実際報告」は、明治八年上半季のものにくらべると、大部様子が変わってきた。明治十年六月の改正「法定雛形」に近いものとなっている。まさしくその先駆とみてよい。「半季利益金割合報告」の方は、かかる顕著な変化の兆しはない。

「半季実際報告」が「利益金処分前貸借対照表」: Balance Sheet, *pre-appropriated* であることは、一層はっきりしてきた。純益金148,168円32銭7厘は、いうまでもなく、当期末処分利益であるが、その処分提示・予定項目には内訳金額欄に金額の記載をやめてしまっている。次いで、処分提示・予定項目の記載そのものもやめることになるのである。詳細は『別著』を参照されたい。「総勘定書」もまた注目すべき変貌をとげ、「利益金処分前貸借対照表」となった。借方側の末尾の「当半季純益金」148,168円32銭7厘は、「前半季繰越高」(前期からの繰越利益)17,570円55銭1厘をふくんでいる。国立銀行その他の公(広)告・貸借対照表では、負債・資本の部の末尾に、「前季(期)繰越金(高)」と「当季(期)純益金」とを併記するケースが多い。

なお、この季の「総勘定書」には、さらに注目すべき点がある。それは、「貯蓄金」と

国立銀行『決算公(広)告』の系譜と課題(久野)

いうタイトルの報告書があることである。もうすでにお気づきのことと思う。先に掲示した「香港上海銀行」の『決算公(広)告』(9頁参照)を検討されたい。「貯蓄金」という用語もふくめて、そっくりそのまま継承されたのである。「香港上海銀行」のケースでは、利益金処分による「別段積立金」の積立はなかったが、第一国立銀行の場合では、11,559円77銭7厘の積立を行ったのである。この『決算公(広)告』の時点では、その積立は確定している。ただし、「総勘定書」は、利益金処分前の時点で作成されており、その借方側に報告されている「貯蓄金」63,477円1厘は、「前半季繰越ノ貯蓄金」である。この「貯蓄金」という名称の別段積立金に関する計算書、この「利益剰余金計算書」は、「東京日々新聞」の公(広)告でみるかぎり、第四国立銀行(明治八年九月十日)と第十国立銀行(明治十二

年一月二十二日)に継承されるにとどまった。

次に、「純益金」について、明治八年上半季の場合と同様に、少々解析しておくことが必要と考える。まず、「半季実際報告」の「純益金」148,168円32銭7厘は、「営業用戻シ入」(久野注、営業用家屋の減価償却)15,000円と「本支店役員賞与」19,651円62銭2厘とを費用計上する以前の処分可能利益であり、「差引表」の損益勘定・入方の総計148,168円32銭7厘としても報告されている。「半季利益金割合報告」の「差引純益金」113,516円71銭は、いうまでもなく、前掲の2項目を費用計上した後の処分可能利益である。

先述したように、「総勘定書」(貸借勘定表)が「利益金処分前貸借対照表」になったことと並んで注目すべき変化が、公(広)告された「差引表」(損益勘定表)にみられたことは、一見して明らかである。この「差引表」

		大蔵省へ提出・報告 (提示型)	
回	年次	半季実際報告	半季利益金割合報告
1 (以下)	明治6・下	利益金処分前貸借対照表	損益および利益金処分結合計算書

		新聞公(広)告・東京日々新聞	
回	年	総勘定書(貸借勘定表)	差引表(損益勘定表)
1	明治6・下		
2	明治7・7・22	利益金処分後貸借対照表	損益計算書
3	8・1・17	利益金処分後貸借対照表	損益および処分財源調整計算書
4	8・7・15	利益金処分後貸借対照表	損益および処分財源調整計算書
5	9・1・20	利益金処分後貸借対照表	損益および処分財源調整計算書
6	9・7・22	利益金処分前貸借対照表	利益金処分計算書

(明治十二年下期・第二回)

損益勘定入ノ部		
当季総益金	四七四三	七二八
前季繰越金	一二	二五二
総計	四七五五	九八〇
同 出ノ部		
当季利払其他諸雑費	一三七二	一五三
所有物代価ノ内へ消却	二四	三三二
創業入費ノ内へ消却	八〇	
役員賞与金	一〇〇	
積立金	三〇〇	
当季割賦金	二七五〇	
但式拾五円一株ニ付一円三拾七錢五厘		
宛年一割一分ニ当ル	一七四	四九五
後半季へ繰込金	四七五五	九八〇
総計		

(明治十五年下期・第八回)

損益勘定		
金老万八千貳百六拾三円六拾九錢壹厘		当季総益金
内		
金千四百九拾六円六拾三錢八厘		
差引金老万六千七百六拾七円五錢三厘	当季間利息其他諸経費高	
外ニ金千貳百八拾円九拾貳錢貳厘	当季利益金	
合計金老万八千四拾七円九拾七錢五厘	前季繰越高	
内		
金百四拾円	十五年度下半季銀行税	
金貳円八拾九錢八厘	所有物消却	
金九百円	役員賞与金	
小計金千六拾貳円八拾九錢八厘		
差引		
金老万六千九百八拾五円七錢七厘	純益金	
内金千七百円純益金ノ一割ノ積立金		
金老万三千貳百円	割賦金	
百円ニ付八円八拾錢ノ割即年		
一割七分六厘ニ当ル		
金五百円	建築費積立金	
金千五百八拾五円七錢七厘	後半季繰込高	

(注、「銀行ノ負債ニ属スル分」の末尾は、「当季利益金」一六七
六七・〇五三と、「前季繰越高」一二八〇・九二二である。)

(明治二十三年下期・第二十四回)

利益金勘定の事

一金七千六百四十四円四銭九厘	当季利益金
外ニ	
金貳百四拾四円十八銭八厘	前季繰越高
金九百貳拾円	前季繰越滞貸準備
合計金八千八百八円貳拾三銭七厘	
内	
金百四拾円	廿三年下半季銀行税
金五百円	紙幣消却元資積立金
金三拾円	所有物代価消却
金貳百五拾円	役員賞与金
金貳千五百円	滞貸準備
小計金三千四百貳拾円	
差引金五千三百八拾八円貳拾三銭七厘	純益金
内	
金五千貳百五拾円	割賦金 百円ニ付三元五拾銭の割
金百三拾八円貳拾三銭七厘	後季繰込高

(明治三十一年上期・株式会社新発田銀行第一期)

利益金配当計算左の如し

純益金	二五、五六五、二九九
内	
積立金	五、〇〇〇、〇〇〇
滞貸準備	五、〇〇〇、〇〇〇
賞与金	一、二七八、〇〇〇
配当金老株(四十円払込)	一〇、八〇〇、〇〇〇
ニ付一円八十銭年九分	〇〇〇、〇〇〇
後期繰込金	三、四八七、二五九五

(明治三十一年下期・第二期)

損益勘定

一金參万千參百參円拾貳銭壹厘	当期総益金
一金參千四百八拾七円五拾九銭六厘	前期繰越金
一金五千元	同滞貸準備
合計金參万九千七百九拾円七拾壹銭七厘	
内	
金壹万千參百拾六円參拾五銭八厘	当期総損金
差引	
金貳万八千四百七拾四円參拾五銭九厘	利益金
此配当計算左の如し	
金四千元	積立金
金參百貳拾円七拾五銭五厘	所有物代価消却
金六千元	滞貸準備
金千四百貳拾參円	役員賞与金
金壹万參千五百円	配当金(年一割)
金參千貳百參拾円六拾五銭四厘	後期へ繰込金

(明治三十三年下期・第六期)

利益金配当計算

一金貳万參千五百六円七厘	利益金
内訳	
金參千七百三拾六円貳拾貳銭	積立金
金壹千五百円	滞貸準備
金壹万四千六百貳拾五円	配当金(年九分)
金千六百四拾四円七拾八銭七厘	後期繰込

二回実際報告」として、26頁に掲載の「諸勘定及ヒ損益正算ノ提要」を公告した。「公告」でなく「廣告」の字を用いている。

先掲の第一国立銀行・明治九年上半季「総勘定書」(貸借勘定表)に甚だよく類似しているが、注目すべき相異点が二つだけある。第1は、「前半季繰越金」12円25銭2厘と「当季純益金」3,416円57銭5厘とを借方側末尾に併記している点であり、この様式が支配的になっていくのである。第一国立銀行の場合の「当季純益金」148,168円32銭7厘は、「前半季繰越金」をふくんだ「当期未処分利益」であった。第2は、「貯蓄金」という名の「利益剰余金計算書」は公(広)告されていない。おそらく作られてもいない。

「損益勘定」(入ノ部、出ノ部)は、収益諸項目を「総益金」としてまとめ、経常的費用諸項目を「利払其他諸雑費」としてまとめた形の、「損益および利益金処分結合計算書」(Profit and Loss and Appropriation Account, Profit and Loss AccountのDetailed Form)となっている。純然たる「利益金処分計算書」(Profit and Loss Appropriation, or Appropriation Account, Profit and Loss AccountのPublished Form)にはなっていない。

次いで、明治十二年下期・第二回の『決算公(広)告』について、とくにその「損益勘定」(入ノ部、出ノ部)をみてみよう。27頁(上)のとおりとなっている。まったく変化はない。

明治十五年下期・第八回になっても、質的な変化は殆どない。27頁(下)のとおりであった。

明治二十三年下期・第二十四回になると「利益金勘定の事」というタイトルに変わっただけでなく「結合計算書」Detailed Formから「利益金処分計算書」Published Formへの変化の兆しが、明らかに認められる。費用項目か利益処分項目かで当時まだ曖昧な要素が多かった「銀行税」以下の項目を途中で列記している点に注目されたい。その実況

は、28頁(上右)のとおりであった。

明治三十一年上期では、第百十六国立銀行は営業期間が満了して株式会社・新発田銀行となり、その第一期の『決算公(広)告』を行っている。従前の「損益勘定」ないし「利益金勘定の事」の「結合計算書」は、一変して「利益金処分計算書」となった。その実況は、28頁(上左)のとおりであった。なお、同時に公(広)告された貸借対照表の「借方 負債之部」の末尾には、「前期繰越」3,872円62銭7厘と「当期純益金」21,692円96銭8厘とが併記されている。この合計額が「利益金配当計算」にみえている「純益金」25,565円59銭5厘である。「純益金」とは「当期の処分可能利益」であり「当期純益金」とは「当期に稼得した純利益」である。純益金に「当期」の2字を冠するか否かで、使い分けているのである。用語法としては無理算段である。

第二期以後第二十五期(明治四十四年上期)までは、「損益勘定」、「利益金配当計算」あるいは「利益金勘定」とタイトルに変遷はあったが、内容は、いずれも「利益金処分計算書」である。それらの実況を28頁(下)と本

		(明治四十四年上期・第二十五期)	
		利益金勘定	
一金参千円	此ノ配当計算左ノ如シ	一金参万五千五百拾参円貳拾六銭四厘	当期純益金
一金千五百七拾五円		一金七千九百〇八円七拾五銭	前期繰越金
一金貳万八千円		合計金参万九千四百貳拾貳円一銭四厘	
一金六千八百四拾七円七拾参銭四厘			
後配賞積	期当与立		
期線越	金金金		

頁に掲示する。

明治四十五年上期・第二十九期から大正二年下期・第三十二期までは、いったん昔の古いタイプの「損益勘定」にもどったが、大正三年上期・第三十三期以後は、再び「利益金配当計算」となっている。

(2) 第百三十九国立銀行

(株式会社・百三十九銀行)の場合

第百三十九国立銀行の明治十二年下期・第一回および明治十三年上期・第二回の「半季実際報告」は、前頁(上・中)のとおりであった。

この第一回および第二回の『決算公(広)告』は、国立銀行(とくに初期)の様式に忠実である。その「損益勘定」は「損益および利益金処分結合計算書」であり、その貸借対照表は「利益金処分前」の時点で作成されている。第二回にみられる「前半季繰越金」も、ここが定位置である。

ここで『銀行通信録』第142号(明治30年9月)に「広告」の第百三十九国立銀行・第三十六回実際報告を前頁(下)に紹介しておこう。

明治三十一年上期では、第百三十九国立銀行は営業期間が満了して株式会社・第百三十九銀行となり、その第一期の『決算公(広)告』を行っている。

「損益勘定」について事情は一変する。すなわち「利益金処分計算書」の登場である。その実況は、右上のとおりであった。

前期繰越金701円27銭がある第二期では、「当期純益金」の次の行に加算して合計額すなわち処分可能利益を計算している。

さらに、明治四十二年下期・第二十四期では、「利益金勘定」というタイトルで、右中のようになっている。

大正元年下期・第三十期では「損益計算」というタイトルに変わったが、内容は「利益金処分計算書」で変わりはない。大正二年上期・第三十一期では「配当計算」というタイトルに変わった。大正二年下期・第三十二期

損益勘定	当期純益金
一金六万八千八百五拾九円四十銭四厘	当期総損
内金五万貳千九拾五円七拾四銭五厘	純益金
差引金壹万六千七百六拾参円六拾七銭九厘	積立金
此の配当計算左の如し	賞与金
金八百四拾七円四拾銭九厘	配当金(年五分)
金千五百	后季へ繰込金
金壹万四千貳百拾円	
金七百壹円貳拾七銭	

利益金勘定	当季純益金
一金五万六千五百七拾四銭参厘	前半季繰越金
一金貳千九百五拾七円参拾貳銭七厘	後半季繰越金
合計金五万九千四百六拾五円七銭	積立金
此ノ配当計算左ノ如シ	賞与金
一金五千元	配当金(年八分(旧株二円、新株五十銭))
一金貳千八百貳拾五円	后季へ繰込金
一金五万円	
一金千六百四拾円七銭	

利益金勘定	当期純益金
四二、三三〇・三三八	此ノ配当計算左ノ如シ
諸積立金	五、〇〇〇・〇〇〇
賞与金	一、二二一・〇〇〇
配当金(六分)	三〇、〇〇〇・〇〇〇
後期繰越金	六、二〇九・三三八

(明治二十五年上期・第二十八回)

<p>利益金配当計算の事</p> <p>一金四万四千五百貳拾壹円六拾四銭七厘</p> <p>内</p> <p>金貳百八拾円</p> <p>金壹千円</p> <p>金貳円拾六銭</p> <p>金千貳百円</p> <p>金壹万六千五百円</p> <p>小計金壹万八千九百八拾貳円拾六銭</p> <p>内</p> <p>金三千円</p> <p>金壹万八千九百円</p> <p>金三千六百卅九円四拾八銭七厘</p>	<p>利益金</p> <p>明治廿五年上半季銀行税</p> <p>紙幣消却元資積立金</p> <p>所有物消却</p> <p>役員賞与金</p> <p>後半季繰込滞貸準備</p> <p>純益金</p> <p>積立金</p> <p>百円に付五円四拾銭即ち年一割八厘</p> <p>後半季繰込高</p>
---	---

(明治二十七年下期・第三十三回)

<p>利益金</p> <p>前上半季繰越金</p> <p>同滞貸準備</p> <p>合計</p> <p>損益勘定入之部</p> <p>一 仕払利息其他諸経費</p> <p>一 銀行税</p> <p>一 紙幣消却元資積立金</p> <p>一 所有物消却</p> <p>一 役員賞与金</p> <p>一 後半季繰込滞貸準備</p> <p>一 積立金</p> <p>一 割賦金(年割割)</p> <p>一 後半季繰込高</p> <p>合計</p>	<p>損益勘定入之部</p> <p>四三、四五七〇六六</p> <p>三、六九七九〇二</p> <p>二〇、〇〇〇〇〇〇</p> <p>六七、一五四九六八</p> <p>一七、一七一、一五八</p> <p>二八〇〇〇〇〇</p> <p>一、〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>三一、二九〇</p> <p>一、五〇〇〇〇〇〇</p> <p>二二、〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>三、〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>一七、五〇〇〇〇〇〇</p> <p>四、六七二五二〇〇</p> <p>六七、一五四九六八</p>
--	---

(明治三十五年上期・第八期)

利益金勘定	
一金一万六千九百六拾六円拾五銭六厘	当期利益金
此ノ配当計算左ノ如シ	
金貳千五百円	積立金
金五百円	新築積立金
金壹万五千貳百五拾円	配当金(年九分)
金貳千六百六拾六円拾五銭六厘	後期繰越

(大正十一年上期・第四十八期)

利益金配当計算	
法定準備金	五、五〇〇〇〇〇
滞貸準備金	一、〇〇〇〇〇〇
賞与金	一、六七二〇〇〇
配当金(年八分)	二五、〇〇〇〇〇〇
後期繰越金	七、二四五・五三七

(昭和十年下期・第七十五期)

利益金処分	
諸積立金	二一、一九〇〇〇
役員賞与金及交際費	三、二三九〇〇〇
配当金(年六分三厘)	三二、〇七五〇〇〇
後期繰越金	一七、三四〇・三六四

(明治二十七年下期・第三十三回)

利益金配当計算之事	
利益金	一、五一六七三〇
銀行税	一四〇〇〇〇
紙幣消却元資積立金	五〇〇〇〇〇
滞貸準備	一、七〇〇〇〇〇
役員賞与金	一三六〇〇〇
諸積立金	五七〇〇〇〇
割賦金	五、七五〇〇〇〇
後半季繰込高	二、七二〇〇〇〇
合計	一、五一六七三〇

(明治三十一年下期・村上銀行第壹期)

損益勘定	
一金貳万五千五百貳拾円八銭四厘	当期総益金
一金五千三百五拾六円九銭壹厘	当期繰越益金
合計金參万八百七拾六円拾七銭五厘	
内	
金壹万五百七拾七円貳拾貳銭六厘	当期総損金
差引	
金貳万貳百九拾八円九拾四銭九厘	純益金
此配当計算左の如し	
金七拾円	国立銀行税
金壹千五百円	積立金
金八百九拾貳円	役員賞与金
金四千円	旧七十一国立銀行 取締役特別賞与金
金壹万貳千五百円	割賦金 一株ニ付金貳円 五拾銭年一割
金千參百參拾六円九拾四銭九厘	後期へ繰込金

(4) 第七十一国立銀行
(株式会社・村山銀行)の場合

まず、ここでは、当行の明治十二年上半季・第二回の『決算公(広)告』と、この銀行が普通銀行に切り替わった時期の第七十一国立銀行の第四十回半季勘定書(明治三十一年上半季)並びに株式会社・村上銀行の第壹期営業報告の三期分をまとめて紹介しておこう。35頁のとおりである。なお、「半季実際報告」というタイトルが「半季勘定書」と変わったのは、明治二十七年上期・第三十二回からであった。

第二回では「損益勘定」が多少とも「結合計算書」の面影をとどめているが、第四十回ともなると、純然たる「利益金処分計算書」に変貌している。その「利益配当計算の事」(35頁中段)に注目されたい。

株式会社・村上銀行の第壹期営業報告(35頁下段)については、商法の線に沿った配慮

が色濃くみられる。前掲の株式会社・六十九銀行の場合と、まったく同様である。

明治三十五年上期・第八期では「利益金勘定」となり、大正十一年上期・第四十八期では、「利益金配当計算」となり、さらに、昭和十年下期・第七十五期では、「利益金処分」となっている。いずれも、純然たる「利益金処分計算書」である。その実況は、前頁(上段)のとおりであった。

当行は、「損益勘定」(入ノ部、出ノ部)という名称の国立銀行に伝統的な「損益および利益金処分結合計算書」から出発して、明治二十七年下期・第三十三回になると、「利益金配当計算之事」という名称の純然たる「利益金処分計算書」に変わる。さらに、明治三十一年下期の村山銀行第壹期では、「損益勘定」という名称にもどるが、内容は、殆ど「利益金処分計算書」といってよいものとなる。この両者を比較して前頁(下段)に示そう。